

## 洲本市議会が議決した出席停止処分に対する審決の申請に係る審決について

地方自治法の規定に基づく審決の申請について、自治紛争処理委員からの意見を踏まえ、下記のとおり審決を行いました。

### 記

#### 1 事案の概要等

- (1) 洲本市議会議員である審決申請人は、令和4年12月議会の一般質問において、公職選挙法について立候補及びあいさつ回りに関する質問（以下「本件質問」という。）及び洲本市長の選挙事務所で市長選挙を取り仕切っていた私人を誤認し真実と反する発言を行った。
- (2) 令和4年12月28日、洲本市議会（以下「処分庁」という。）において、審決申請人に対する出席停止1日の懲罰が賛成多数で可決された。
- (3) 令和5年1月17日、審決申請人は、地方自治法第255条の4の規定に基づき、兵庫県知事に対し、本件懲罰の取消しを求める審決の申請を行った。
- (4) 兵庫県知事は、地方自治法第255条の5の規定に基づき、自治紛争処理委員による審理を踏まえ、審決を行った。

#### 2 審決の要旨

##### (1) 主文

本件審決の申請に係る懲罰を取り消す。

##### (2) 理由（自治紛争処理委員の意見書のとおり）

###### ア 法律上の利益について

出席停止の懲罰は、議事に参与し議決に加わるなどの議員としての中核的な活動である議事参与権を制限するものであり、その議事参与権と密接不可分な議決の効力や議事録の表記をどのように取扱うかを検討し判断がなされるべきことについて、回復すべき法律上の利益がある。

###### イ 本件懲罰の適法性について

###### (ア) 懲罰の理由

###### ① 一般事務以外の質問

審決申請人は、本件質問を行う旨の通告書を処分庁に提出し、許可を得て、質問を行っていることが認められる。また、本件質問に対し、選挙管理委員会事務局長が答弁を差し控えることなく答弁していることを鑑みると、答弁のおおよそが準備できる程度の通告がなされていたものと判断し得るところ、議長等が、質問通告の際に本件質問が市の一般事務以外の質問であるとして取下げ勧告等を行った事実や、議場において発言を制止した事実は認められない。

###### ② 私人に関して毀損する発言

審決申請人は市長選挙を取り仕切っていた人物の選挙買収への関与を示唆した発言を行っているが、当該人物が別人であったことは、容易に判明したものであり、私人の社会的評価を毀損する結果になったことについて審決申請人の過失が認められる。

(イ) 懲罰の内容

処分庁としては、議員の質問が「市の一般事務に対する質問以外の質問」であると認識した場合、質問通告時や議場における取下げ勧告等を行うことが相当であるところ、処分庁において取下げ勧告等を行うことなく事後的に懲罰の対象とすることは、議員の質問に対する過剰な抑止につながるおそれがあり、本件懲罰に至る判断の過程において、処分庁がこの点を十分考慮したとは認められない。

本件懲罰がされれば、審決申請人の議事参与権が一定期間制限され、議事に参与して議決に加わるなどの議員としての中核的な活動を行うことができず、住民の負託を受けた議員としての責務を十分に果たすことができなくなる。本件では、審決申請人が出席停止を命じられ議場を退場した後に議案が審議されており、その議事に参与して議決に加わる機会を審決申請人が奪われていることを踏まえると、本件懲罰が軽微であるとは言えない。

本件懲罰は、議会の紀律と品位を保持する必要性に配慮し、また、審決申請人が過去に懲罰を受けている事情を加味したとしても、なお、当然考慮すべき事項を十分考慮しておらず、社会通念に照らし著しく妥当性を欠いたものといえることができ、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして違法となる。